

社会福祉施設（入所施設）における
「原子力災害にかかる避難計画」
作成ガイドライン

(平成24年10月作成)
(平成30年 4月修正)

島根県健康福祉部

目 次

- I ガイドラインの目的
- II 用語
- III 避難計画作成に当たって
- IV 避難計画の内容等
(避難計画の作成例及び留意事項)

I ガイドラインの目的

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）及び原子力災害に備えた島根県広域避難計画（以下「県避難計画」という。）において、社会福祉施設（入所施設）はあらかじめ原子力災害時の対応を定めた避難計画を策定することとされている。

また、県避難計画において、県は、社会福祉施設（入所施設）の計画策定が進むよう、ガイドライン策定等の支援を行うこととしている。

本ガイドラインは、各社会福祉施設の計画策定を支援するため、必要な事項をまとめたものである。

各社会福祉施設においては、このガイドラインを参考とし、入所者の特性を踏まえるとともに各施設の実情に応じた避難計画を定めるものとする。

なお、本ガイドラインは県避難計画等の関係規程の見直しに伴い、必要に応じて修正を行う。

II 用語

このガイドラインで使用する用語等の解説は以下のとおり（県避難計画より抜粋）。

< P A Z (Precautionary Action Zone) >

予防的防護措置を準備する区域；原子力施設から概ね 5 km 圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A L（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

< U P Z : Urgent Protective action Planning Zone >

緊急防護措置を準備する区域；原子力施設から概ね 30 km 圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、確率的影响のリスクを最小限に抑えるため、E A L（緊急時活動レベル）、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域。

< 確定的影响と確率的影响 >

放射線の人体への影響のあり方には「確定的影响」と「確率的影响」があり、このような影響の受け方の違いに基づいて放射線防護のための考え方方が定められている。

(確定的影响)

一定量以上の放射線を受けると現れる影響のことで、比較的多量の放射線を被ばくした場合に生じる脱毛、白内障、不妊、造血機能低下などが該当する。

確定的影响は、放射線を受ける量を一定量（しきい値）以下に抑えることで防ぐことができる。

(確率的影响)

放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高くなるとみなされる影響のこととで、遺伝子の突然変異等などが原因で発生するがんや白血病などが該当する。

確率的影响には、しきい値がないと仮定されているが、放射線量の大きさによる症状の重さの違いは見られない。

<施設敷地緊急事態要避難者>

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者の中、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

<緊急時活動レベル (E A L ; Emergency Action Level) >

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。

原子力施設の深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして次の3つの区分に設定される。

① 警戒事態 (E A L 1)

その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

② 施設敷地緊急事態 (E A L 2)

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

③ 全面緊急事態 (E A L 3)

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影响を回避し、確率的影响のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

<運用上の介入レベル (O I L ; Operational Intervention Level) >

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後に主に確率的影响の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。

放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。

<避難等防護措置>

① 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばく低減を図るもの。

(避難)

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。

(一時移転)

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

② 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。

特に、病院や社会福祉施設等においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

③ 飲食物摂取制限

飲食物摂取制限は、経口摂取による被ばく影響を防止するための防護措置であり、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超える飲食物に摂取制限を実施するもの。

④ 安定ヨウ素剤の予防服用

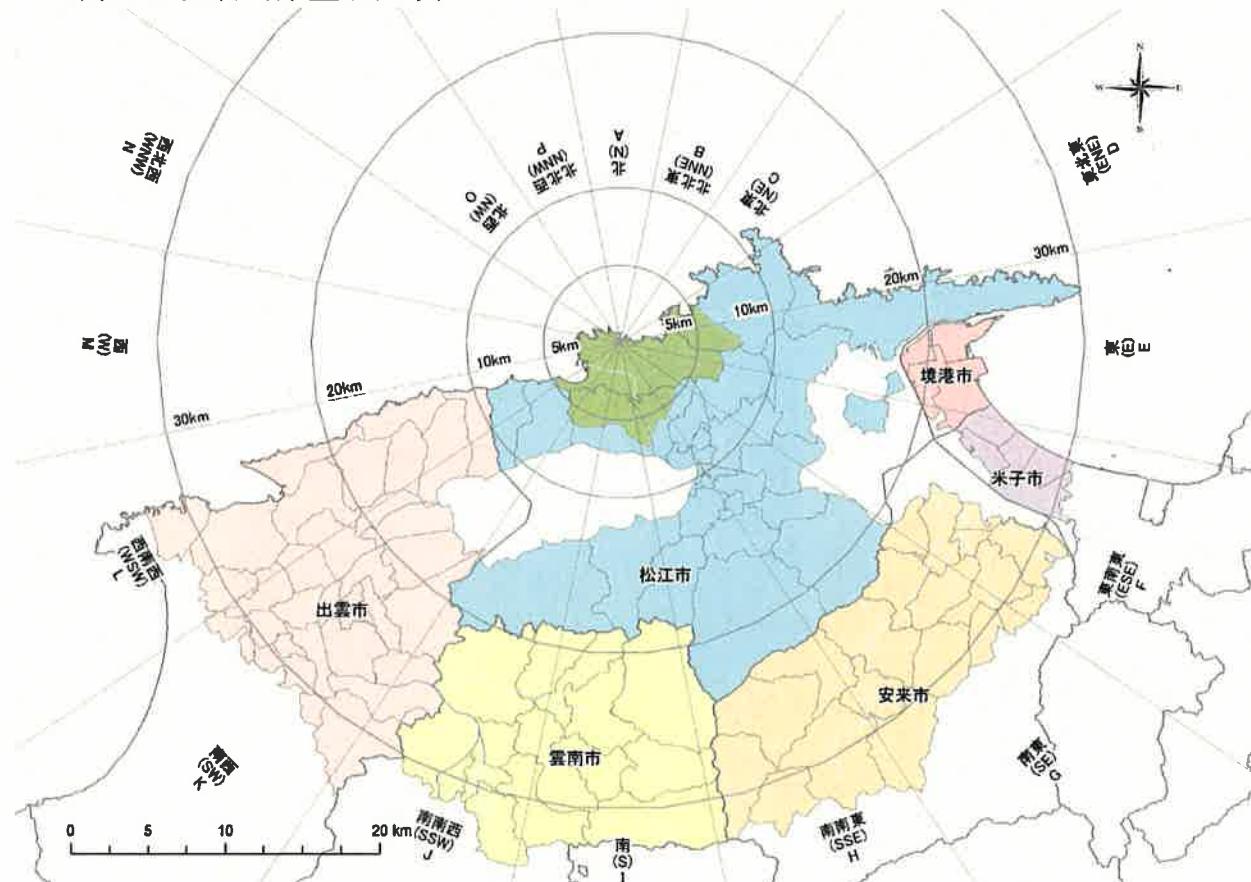
避難等に併せて安定ヨウ素剤を予防的に服用することで放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を減らし、内部被ばくの低減を図るもの。

III 避難計画作成に当たって

1 対象となる施設

本ガイドラインの対象となる施設は、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域であるP A Z及びU P Z内の社会福祉施設（入所施設）とする。

（原子力災害対策重点区域）



P A Z : 松江市の緑色部分

U P Z : 松江市のP A Zを除く全区域、出雲市、安来市及び雲南市の着色部分

2 原子力災害の特性

原子力災害については、以下の①や②等の特性があるため、こうした事項に留意の上、避難計画を作成することが必要。

- ① 放射線そのものや被ばくの程度は五感に感じられないことから、身体への影響の程度やどのように行動すればよいのかを自ら判断できない。このため、行政機関(国・県・市)の発表する情報を確実に入手するとともに正しく理解し、その指示等に従うことが大切。
- ② 原子力発電所には原子炉格納容器や原子炉建物などがあり、重大な事故発生においても、住民の健康に影響を与えるほどの放射性物質の放出は、ある程度の時間を経た後となるので、計画的な避難を行うことが可能。

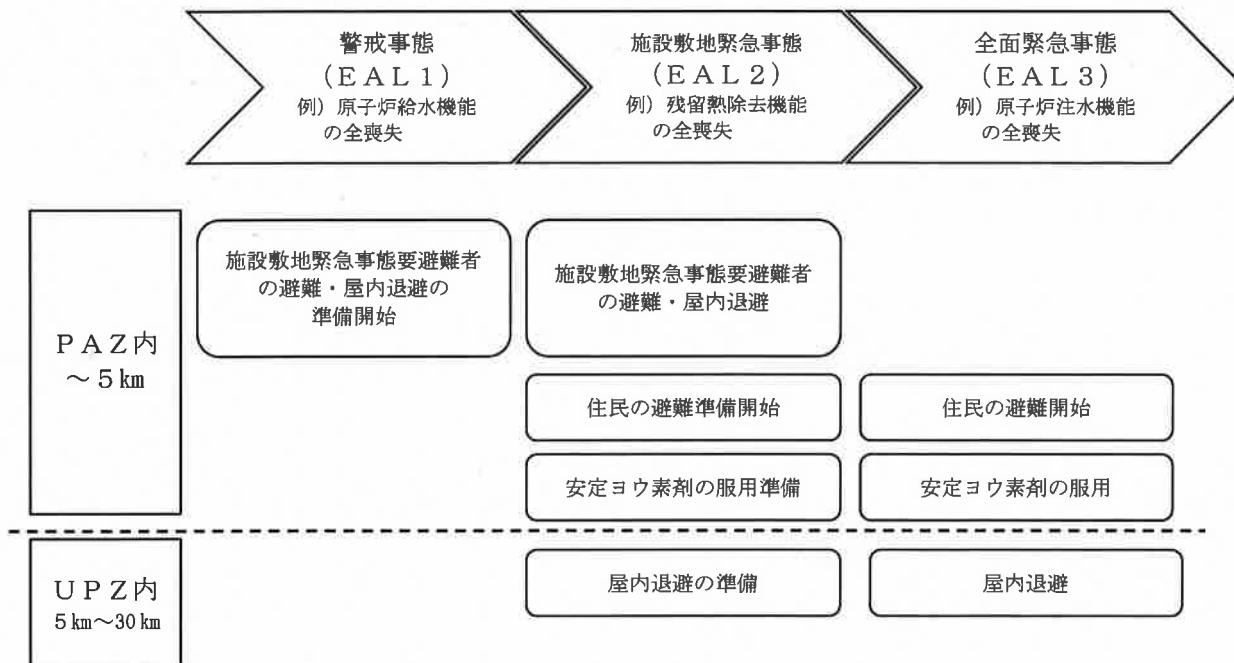
3 行政機関からの伝達情報

- 注意喚起 発電所で重大な事故が発生した場合に伝達(県)
- 避難準備の情報提供 避難、屋内退避の可能性が高まった段階で発表(市)
- 避難指示 避難、屋内退避が必要になった段階で発表(市)
(※避難準備の情報提供と屋内退避指示の発表が同時の場合もある。)
(※その他、事故等の情報はマスコミ等を通じて国・県・市が適宜発表。)

4 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置

(1) 原子力災害対策指針に基づく E A L の考え方

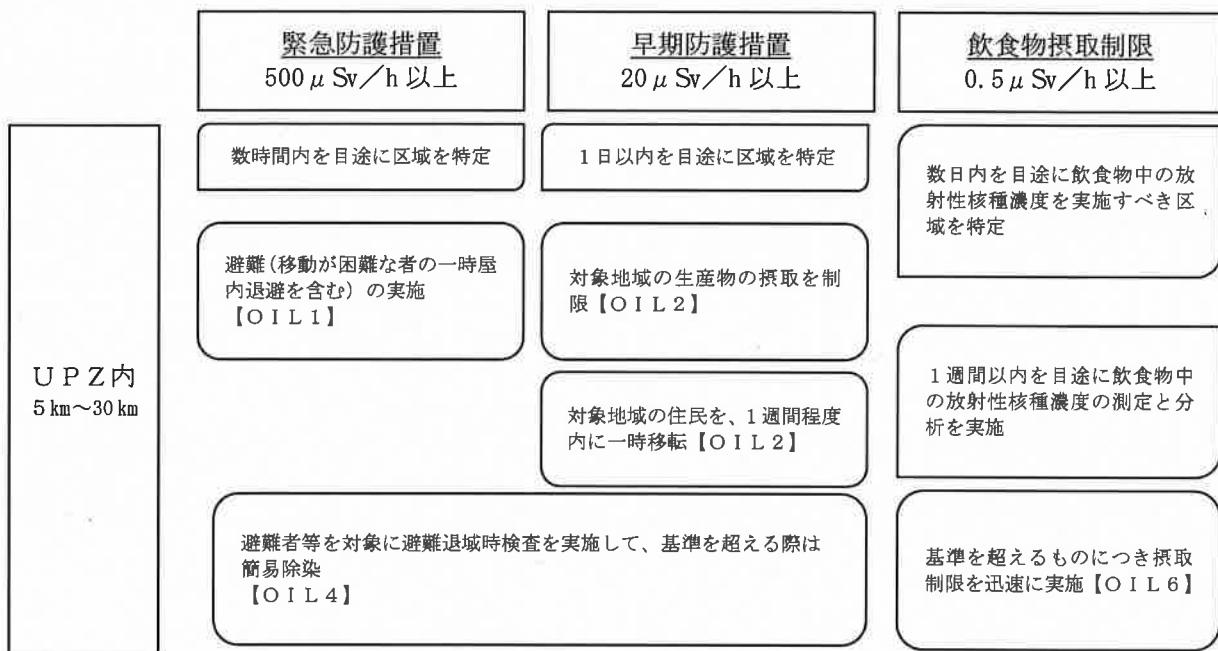
原子力発電所の状況に応じて、緊急事態を3つに区分し、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。



(2) 原子力災害対策指針に基づくUPZの防護措置の考え方 (O I L)

放射性物質の放出後、緊急時モニタリングの結果に基づき、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に避難等の緊急防護措置を講じることとしている (O I L 1)。

また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内の一時移転等の早期防護措置を講じることとしている (O I L 2)。



5 避難の基本的考え方

(1) 避難の時期等

① PAZ圏内（概ね～5 km圏）

- ア. 警戒事態（E A L 1）となった段階で、国から施設敷地緊急事態要避難者に対する避難準備の要請が行われる。
- イ. 施設敷地緊急事態（E A L 2）となった段階で、国から施設敷地緊急事態要避難者に対する避難の要請が、他の住民に対する避難準備の要請が行われる。
- ウ. さらに事象が進展し、全面緊急事態（E A L 3）に該当し、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出されると、国から予防的な避難の指示が行われる。

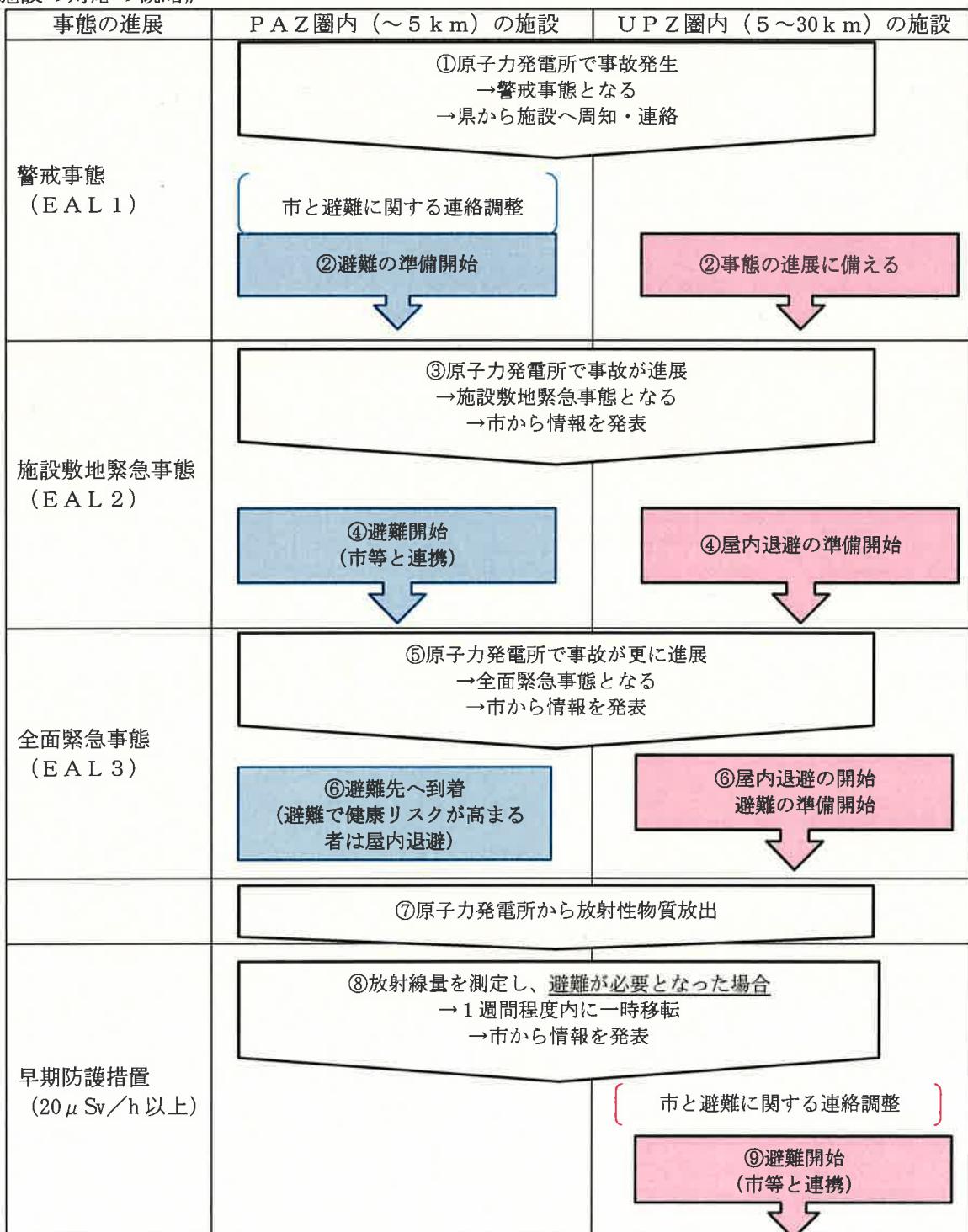
② UPZ圏内（概ね5～30 km圏）

- ア. 施設敷地緊急事態（E A L 2）となった段階で、国から屋内退避準備の要請が行われる。
- イ. 全面緊急事態（E A L 3）となった段階で、国から屋内退避の指示が行われる。
- ウ. なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ圏内と同様な避難等の予防的防護措置を行う場合がある。
- エ. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果に基づき、指針で示された基準により、避難対象となる区域を特定し、国から避難、一時移転等の指示が行われる。

《原子力災害対策指針抜粋》

基準の種類	初期設定値	防護措置の概要
O I L 1	500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 2	20 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

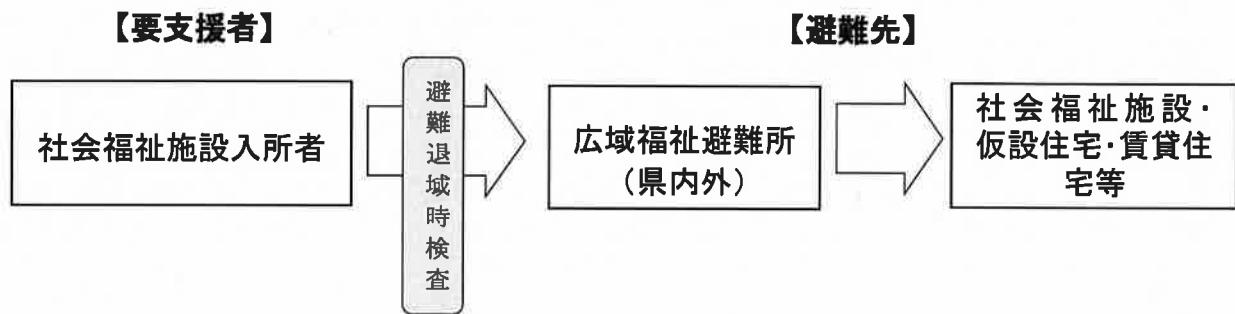
《施設の対応の概略》



(2) 避難の形態

社会福祉施設入所者については、避難所滞在時に特段の配慮が必要であることから、島根原子力発電所から 30km 圏外に設置する広域福祉避難所に一時的に避難する。その後、原子力災害の状況により、避難の長期化が見込まれる場合は、重度の避難行動要支援者は概ね 1 ヶ月以内、それ以外は概ね 6 ヶ月以内に県内外の社会福祉施設や仮設住宅等に再避難する。

広域福祉避難所とは、社会福祉施設入所者等避難行動要支援者が避難する施設で、介護等を要する者が避難するため、一般の避難所と比較して生活環境が整った避難所。



(3) 避難退域時検査及び簡易除染

放射性物質が放出された後に避難を開始した場合は、避難ルート上に設置する検査場所において避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を受ける。

なお、ヘリコプターによる搬送の場合、迅速な移動を損なわないよう状況に応じた柔軟な対応を行う。

いずれの場合も、避難退域時検査及び簡易除染は、島根県が実施する。

(4) 安定ヨウ素剤の服用

島根県安定ヨウ素剤配布計画に基づき安定ヨウ素剤の備蓄・配布を行い、国の指示に基づき服用する。

IV 避難計画の内容等

多数の入所者等を混乱なく安全に避難させるとともに、最終的な避難先である社会福祉施設等に再避難するまでの間、身体及び生命の安全を確保するために、次に示す項目を参考に、各施設の実態に即した具体的な避難計画を作成するとともに、職員、入居者及びその家族等にこの計画を周知する。

- 避難計画の目的
- 関係者の役割（施設管理者、職員、入所者等）
- 災害時の組織体制と任務
- 災害情報等の受伝達
- 避難誘導等
- 広域福祉避難所での入所者のケア等
- 原子力防災研修及び訓練

なお、作成例及び留意事項については以下のとおり。

(避難計画の作成例及び留意事項)

原子力災害にかかる避難計画

(法人名・施設名)

1. 目的

この計画は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章第8節及び原子力災害に備えた島根県広域避難計画第4章2.（4）に基づき、島根原子力発電所において、万一、原子力災害が発生するなどし、避難指示等が発令された場合に対応すべき必要な事項を定め、（法人名・施設名）の入所者、勤務する職員及び出入りする全ての者（以下「利用者等」という。）を安全に避難させることを目的とする。

2. 避難の流れ

P A Z 圏内（概ね～5 km圏）の場合

ア. 警戒事態（E A L 1）となった段階

- ・ 国から施設敷地緊急事態要避難者に対する避難準備の要請が、島根県及び市に対して行われる。
- ・ 地元自治体（県）からの情報提供に基づき、避難の準備を開始する。
- ・ 避難準備にあたり、地元自治体（市）に対して、避難に必要な車両や資機材の調達及び支援者の派遣など避難に関する情報提供を行う。
- ・ バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、島根県が確保し、市と連携しながら、施設等必要な箇所へ手配する。
- ・ 地元自治体（市）等が発表する避難指示に関する情報を速やかに入手できる体制を整えておく。

イ. 施設敷地緊急事態（E A L 2）となった段階

- ・ 国から施設敷地緊急事態要避難者に対する避難の要請が、他の住民に対する避難準備の要請が、島根県及び市に対して行われる。
- ・ 地元自治体（市）の発表に基づき、避難手段等準備が整い次第、避難できる入所者の避難を開始するとともに、避難により健康リスクが高まる入所者の屋内退避を行う。

ウ. 全面緊急事態（E A L 3）となった段階

- ・ 島根県から指示があれば、避難の実施により健康リスクの高まる入所者の屋内退避のため陽圧化装置を稼働させる。

U P Z 圏内（概ね5～30 km圏）の場合

ア. 警戒事態（E A L 1）となった段階

- ・ 地元自治体（県）から事故発生の情報提供を受ける。

イ. 施設敷地緊急事態（E A L 2）となった段階

- ・ 国から県及び市に対して屋内退避準備の要請が行われる。
- ・ 地元自治体（市）の発表に基づき、屋内退避指示が出された場合の担当業務を確認し、屋内退避準備を開始する。

ウ. 全面緊急事態（E A L 3）となった段階

- ・国から県及び市に対して屋内退避・避難準備の指示が行われる。
- ・地元自治体（市）からの発表に基づき、落ち着いて施設内に退避し、安全を確保し、被ばくを低減する措置を講じる。
- ・速やかに避難できるよう、職員の担当業務の確認を行うとともに、地元自治体（市）に対して、避難に必要な車両や資機材の調達及び支援者の派遣など避難に関する情報提供を行う。

エ. 放射性物質の放出後

- ・緊急時モニタリングの結果に基づき、指針で示された基準により、避難対象となる区域を特定し、国から避難、一時移転等の指示が行われる。
- ・避難対象となった場合は、地元自治体（市）の発表に基づき、避難手段等準備が整い次第、避難を開始する。
- ・バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、島根県が確保し、市と連携しながら、施設等必要な箇所へ手配する。

3. 施設管理者の役割

施設管理者は、地元自治体（県・市）との連携により事故情報や避難措置に関する情報を早期かつ正確に入手し、（法人名・施設名）におけるUPZ外（30km圏外）への避難及び一時的避難先である広域福祉避難所での入所者のケア等を実施する。

このため、施設管理者は、本計画に基づき施設職員を指揮し、次の業務を行うものとする。

（1）平常時

①原子力災害にかかる避難計画の作成及び変更

②地元自治体（県・市）の「地域防災計画」「避難計画」の内容確認

- ・地域防災計画及び避難計画は、年1回程度修正されるので、本編・資料編の関係箇所を確認し、必要に応じて避難計画の見直しを行う。
- ・県からガイドラインの改訂通知があったときは、適宜見直しを行う。

③広域福祉避難所及び避難ルートの確認

- ・予め地元自治体から示される広域福祉避難所の位置や避難ルートを、地元自治体（県・市）の地域防災計画及び避難計画、道路地図等により確認する。

④災害対応体制の整備

- ・災害に適切に対応するために必要な班等を組織し、その役割等を定める。
- ・職員の参集時期や範囲、関係施設への応援要請等の手順を予め定める。

⑤地元自治体（県・市）との連絡体制及び情報収集体制の整備

- ・地元自治体（県・市）からの連絡手段の確認及び地元自治体への連絡先を確認する。
- ・「防災メール（県・市）」の受信登録及び職員への登録を指導する。
- ・情報収集手段（テレビ、ラジオ、ホームページ（県・市）、ケーブルテレビの告知端末等）の整備に努める。

⑥安定ヨウ素剤の管理体制の整備（備蓄している施設のみ）

- ・「特定施設における安定ヨウ素剤保管取扱要綱」に基づき、安定ヨウ素剤を適切に管理するとともに、災害発生時における配布責任者、配布担当者を定める。

⑦避難体制の整備

- ・避難の際に必要となる搬送手段や資機材の種類及び数量、支援者の職種と人数を把握し、入所者の避難誘導、避難支援体制等を定める。
- ・避難の際に持ち出さなければならない介護記録等の書類、資機材、医薬品、備蓄物資等を定める。

⑧広域福祉避難所での介護体制等の確保

- ・広域福祉避難所において、可能な限り入所者に対して現状と同レベルのサービス提供ができるよう努める。
- ・その際、必要となる最低限の物資、資機材、人員等を把握する。

《参考》

避難所におけるサービス提供についても介護報酬等の算定の対象となる
(H23. 3. 11 厚労省通知 他)

⑨設備等の点検及び不備欠陥設備等の改善

- ・年〇回は防災用設備や非常用発電設備等の点検を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善する。

⑩職員に対する原子力防災に関する研修及び訓練の実施

- ・職員に対しては採用時と年〇回（研修の頻度を記載）研修を実施する。
- ・毎年度（〇年に1回等訓練の頻度を記載）、訓練実施計画を作成し、避難誘導訓練等を実施する。また、地元自治体（県・市）の訓練に参加するよう努める。

⑪防災対策委員会の開催

- ・毎年、防災対策委員会を開催し、避難計画の見直しや訓練、研修の実施等についての検討を行う。

（2）災害発生時

①災害対応組織の設置

- ・地元自治体（県）等から、島根原子力発電所において、重大な事故が発生したという情報を入手した場合は、本計画に基づき災害対応のための組織を設置するとともに、状況に応じて非番職員の参集を検討する。

②地元自治体（県・市）等からの非常災害・防災情報の把握

- ・地元自治体（県・市）の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報を自ら入手するほか、情報収集・伝達班（〇〇班、職名等実情に応じて記載）に入手させ報告を求めるなど、最新の情報を把握する。

③避難に関する地元自治体（市）との連絡

- ・避難準備等の連絡があった場合は、地元市災害対策本部（○○担当課）に利用者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達及び支援者の派遣など避難に関する情報提供を行う。

④安定ヨウ素剤の配布

- ・服用指示が出される可能性のある避難指示又は屋内退避指示までの間で、速やかに配布が可能な時期に配布すること。
(P A Z 圏内（概ね～5km圏）の場合の例）
警戒事態と判断された時点から入所者等への安定ヨウ素剤配布体制を整え、施設敷地緊急事態となった時点で配布を開始する。
(U P Z（概ね5～30km圏）の場合の例）
施設敷地緊急事態と判断された時点から入所者等への安定ヨウ素剤配布体制を整え、配布体制が整い次第配布を開始する。
- ・その他具体的な事項については、「島根県安定ヨウ素剤配布計画」及び「特定施設における安定ヨウ素剤保管取扱要綱」による。

⑤避難誘導等の指示

- ・本計画に基づいた避難誘導、避難支援等の災害対応全般を安全かつ円滑に実施できるよう各班（職員）に指示する。

⑥広域福祉避難所での入所者のケア及び避難所運営への参加

- ・避難所運営自治体職員と連携を取りながら、入所者のケアを実施する。
- ・避難所運営組織への参加など避難所運営が円滑に行われるよう、運営自治体に協力する。

⑦避難の長期化が見込まれる場合における広域福祉避難所からの移動の調整

- ・県災害対策本部（担当課）との連携のもと、入所者が再避難する社会福祉施設等への移動について家族等と調整を行う。

4. 施設職員の役割

施設職員は、施設管理者の指揮のもと、利用者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を果たすものとする。

5. 利用者等の役割

利用者等は、原子力災害から身を守るために、施設管理者及び職員の避難誘導等の指示に従うものとする。

6. 各班の組織と任務

施設管理者は、地元自治体(県)等から島根原子力発電所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合には、施設内に下記の班を設置し、各班はそれぞれの任務を行う。

以下、標準的な班編制と必要な任務を例示するので、各施設の規模等に合わせた修正が必要

(1) 施設滞在時

①指揮班

- 1) 施設管理者を補佐し、各班へ必要な事項を指示
- 2) 施設利用者の状況把握(入所者、家族、出入業者、ボランティア及び職員の人数や健康状態等)
- 3) 関係事業所(併設通所事業所、訪問事業所、同一法人施設)への支援打診
- 4) 避難に関する地元市災害対策本部(〇〇担当課)との連絡(避難人数、必要となる車両、資機材、支援員等の連絡及び車両到着時刻等の調整)
- 5) 入所者以外の施設出入り者(家族、出入業者、ボランティアなど)へ退去等の指示(必要に応じて、入所者支援を依頼する場合もありうる)
- 6) 備蓄食糧及び資機材、非常持ち出し品の点検・確保等

【備蓄品及び非常持ち出し品(例示)】

備蓄品目	備蓄場所	備考
介護記録		
食糧備蓄品		
処方箋、処方薬、写真付き資料(本人確認用)		
携帯ラジオ、懐中電灯、拡声器、乾電池、発電機、無線機		
応急医薬品(消毒薬、鎮痛剤、下痢止め、応急セット、包帯、絆創膏、カットバン、ガーゼ、目薬、携帯用吸入器及び酸素ボンベ、AED等)、 オムツ(紙オムツ) Pトイレ ブルーシート 毛布、体交マクラ		

- 7) 広域福祉避難所立ち上げのための先発隊の派遣対応

- 8) 避難状況の確認

②情報収集・伝達班

- 1) 地元自治体(県・市)が発表する情報を迅速に入手し、指揮班に伝達
- 2) 非番職員への収集指示等の伝達
- 3) 入所者家族、関係機関等(必要に応じて具体的に記載)への避難情報等の伝達

③避難誘導班

- 1) 地元自治体(市)から避難指示または屋内退避指示に関する情報が発表された場合の屋内への避難誘導及び防護措置(窓締め、換気扇の停止、ベッドの移動等)の実施
- 2) 「特定施設における安定ヨウ素剤保管取扱要綱」に基づき、入所者等への安定ヨウ素剤の配布(備蓄している場合)
- 3) 施設所有及び地元自治体(県)が手配した避難車両等までの誘導及び乗車補助
- 4) 避難車両等への備蓄物資等の積み込み

5) 避難車両等でのケアの実施

6) (国の服用指示について県から伝達があった場合) 安定ヨウ素剤服用の補助

(2) 広域福祉避難所滞在時

①広域福祉避難所指揮班

1) 広域福祉避難所へ避難した入所者及び職員の状況把握

2) 避難所運営自治体職員との連絡調整（避難者情報の連絡、不足物資の調達、応援職員の派遣依頼等）

3) 避難所使用にかかる注意事項等の把握及び職員等への伝達

4) 職員ローテーションの編成

5) 広域福祉避難所から社会福祉施設等への移動に関する県災害対策本部（担当課）及び家族等との連絡調整

6) 広域福祉避難所から移動する社会福祉施設等への入所者情報の提供及び移送調整

7) 入所者の容体急変時の対応

8) 入所者家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）への連絡（広域福祉避難所への避難完了、社会福祉施設等への移送など）

②広域福祉避難所入所者ケア班

1) 入所者のケア

2) 広域福祉避難所の運営支援（清掃、洗濯等）

7. 防災・災害情報受伝達

情報収集・伝達班は、次により防災・災害情報の受伝達を実施する。

(1) 防災・災害情報の収集

ホームページ（県・市）やテレビ（ケーブルテレビ）、ラジオ、防災メール（県・市）、防災行政無線等から次の情報を収集し、指揮班に伝達する。

- ①災害情報（トラブル情報、事故の進展情報、緊急事態宣言情報、放射性物質の環境への影響の有無（モニタリング情報）など）
- ②国や地元自治体（県・市）の対応状況
- ③施設（住民等）のとるべき対応（避難準備、屋内退避、避難等）
- ④避難にあたっての具体的な情報（避難先（変更時）、避難車両等の到着時間等）
- ⑤避難ルートの道路情報や避難先の気象情報など必要な情報

(2) 非番職員への連絡

非番職員へ災害発生情報や参集（参集先）又は自宅待機の指示を連絡する。

(3) 入所者家族等への連絡

入所者の家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）へ避難先、出発予定期間、到着予定期間等を連絡する。

(4) 緊急連絡先一覧

名 称	TEL	F A X	E メール
市防災担当課			
市福祉担当課			
県福祉担当課			
関係事業所			
避難予定の 広域福祉避難所			
(職員) 一覧表を参照			
(利用者の家族等) 一覧表を参照			

※ 情報受伝達系統図及び緊急連絡先一覧を施設内に掲示すること。

※ 個人情報については「取扱注意」のこと。

8. 避難誘導等

避難誘導班は、施設管理者の指示に従い、安全かつ円滑に利用者等を広域福祉避難所に避難誘導する。

(1) 避難誘導の原則

屋内退避指示が発令された場合は、速やかに窓を閉めるとともに換気扇を停止させ、できるだけ窓から離れた位置に退避する。

なお、土砂災害等一般災害のリスクが高まったときには、別途定める一般災害用の避難計画に基づき近隣の安全な施設に避難する。

避難指示が発令された場合は、地元自治体(県)が用意する避難車両等もしくは当施設の保有する車両が準備できた段階で、あらかじめ定めた避難方法・避難経路により利用者等を避難車両等まで誘導し、指示された広域福祉避難所へ避難誘導する。

(島根県原子力災害対策事業費補助金等により放射線防護対策を実施した施設のみ)

本施設は、放射線防護対策を講じておらず、放射性物質放出後においても、避難の実施により健康リスクが高まる入所者の屋内退避が可能である。

県災害対策本部の指示により、フィルタの装荷等陽圧化装置の稼働準備、防護区画の形成、入所者の移動、資機材の配備、備蓄物資の搬入等を行う。

県災害対策本部の指示があれば、巻末の（施工業者作成の）手順書又はマニュアルを参照して、陽圧化装置を稼働させ、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行う。

(2) 避難の判断

地元自治体(市)からの発表に基づき行うこととし、避難手段、避難先の確保など避難準備が整った段階で避難を開始する。

国の原子力災害対策本部の指示があれば、備蓄してある又は緊急配布を受ける安定ヨウ素剤を服用する。

なお、避難準備が整うまでは施設内に退避し、待機する。

(3) 施設内での避難の方法

避難誘導班は、入所者の健康状態等を確認のうえ、適切な手段により避難車両等まで避難誘導し、避難車両等への乗車を補助する。また、入所者の携行品や備蓄物資の避難車両等への積み込みも行う。

(4) 避難経路（施設内）の選定

施設内の避難経路は、〇〇のとおりする。

あらかじめ避難経路を記載し、誰もが確認できる場所に掲示する。

(5) 避難中のケア

避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の入所者のケアを行うほか、広域福祉避難所へ避難後も避難所でのケア体制が整うまでの間のケアを行う。

【避難予定場所】

(例) 広域福祉避難所：〇〇市〇〇地区 〇〇市健康福祉センター(電話：)

地元自治体（県・市）の避難計画から転記する。

【避難予定場所への避難経路】

地元自治体（県・市）の避難計画から転記する。

9. 広域福祉避難所における入所者のケア等

広域福祉避難所入所者ケア班は、広域福祉避難所へ避難した入所者のケアを実施する。

広域福祉避難所での入所者のケアについては、当該施設の施設設備の状況を踏まえて、可能な限り避難前と同レベルのサービス提供に努めるものとする。

広域福祉避難所は一時的な避難所であることから、県や家族、関係機関等と連携し、入所者がより環境の整った社会福祉施設等に再避難できるようにする。

(1) 先発隊の派遣

施設管理者は、避難指示が発令された時には、広域福祉避難所での受け入れ体制を整えるため、広域福祉避難所指揮班と広域福祉避難所入所者ケア班から成る先発隊の派遣を検討する。

先発隊は広域福祉避難所で使用する物資、資機材等を搬送するとともに、避難所施設管理者や避難先自治体職員等から施設使用の注意事項や地域の介護・医療情報等を聞き取り、広域福祉避難所指揮班に伝達する。

(2) 入所者等の健康状況等の把握等

広域福祉避難所入所者ケア班は、広域福祉避難所に入所者等が避難した時点及び毎日定時に、入所者等の健康状態を把握し、異常等があった場合は広域福祉避難所指揮班に伝達する。

その際、広域福祉避難所指揮班は、医療機関等と連絡を取り適切に対処する。

(3) 物資や人員の不足状況の把握及び避難所運営自治体職員等への伝達

広域福祉避難所指揮班は、入所者のケアに必要な物資や人員の不足状況を隨時把握し、当該情報を広域福祉避難所運営自治体職員を通じて県災害対策本部に対し、物資や人員の確保を要請する。

(4) 特別食等の提供の依頼

広域福祉避難所指揮班は、避難した入所者に適切な食事の提供がなされるよう、入所者個々の健康状態や栄養管理情報に基づき、広域福祉避難所運営自治体の職員を通じて特別食や調理器具（設備）等の提供を県災害対策本部に要請する。

(5) 職員ローテーションの編成

広域福祉避難所指揮班は、応援職員やボランティアの派遣状況を踏まえて、広域福祉避難所入所者ケア班の職員ローテーションを行う。

(6) 広域福祉避難所から移動する社会福祉施設等に関する家族等との調整

広域福祉避難所指揮班は、県災害対策本部（担当課）から提供された社会福祉施設等の受入情報をもとに、家族等と調整を行い、入所者の希望施設を県災害対策本部（担当課）へ報告する。

(7) 社会福祉施設等への入所者情報の提供及び移送調整

広域福祉避難所指揮班は、広域福祉避難所から移動する社会福祉施設等が決定した後、速やかに当該受入先施設に入所者情報を提供するとともに移送手段等について協議する。移送手段等の確保が困難な場合は、県災害対策本部（担当課）に移送手段等の確保を要請する。

(8) 入所者家族等への連絡

広域福祉避難所指揮班は、入所者の広域福祉避難所への避難完了時及び入所者の健康状態に変化があった場合は入所者家族、関係機関等（必要に応じて具体的に記載）へ連絡する。

(9) 広域福祉避難所の運営補助

広域福祉避難所入所者ケア班は、広域福祉避難所の運営に関して、施設の清掃、洗濯などについては、自主的に実施するものとする。

10. 原子力防災研修と訓練

(1) 研修

施設管理者は、原子力災害の特殊性や避難計画に関する事項を職員及び利用者等に研修し、避難計画の理解と周知を図る。

【研修内容】

- (i) 原子力災害の特殊性
- (ii) 情報受伝達体制と伝達先の確認（情報の受け方、発信方法）
- (iii) 避難誘導（誰が誰をどこへ避難するのか、要介護者の避難方法、階段避難方法等）
- (iv) 避難計画の周知

区分		実施回数	実施要領
職員	新規採用	採用時〇回	設備器具の取扱い、実技、原子力防災計画の内容、防災用設備等の点検
	継続雇用	年〇回	
利用者家族	新規利用	入所時〇回	避難経路、避難場所、家族等への連絡方法、原子力災害にかかる避難計画の説明 ・家族会等で説明する
	継続利用	1年〇回	

(2) 訓練

施設管理者は、毎年度（〇年に1回）、原子力災害を想定した訓練計画を定め、実施する他、地元自治体(県・市)等が行う訓練にも参加する。

参考資料

原子力防災に関するチェックシート

区分	チェック項目	結果
1 避難計画の作成・変更	避難計画は作成（変更）しましたか。	
2 原子力防災指針の区域等	施設は、どの原子力防災指針に定めるどの区域に存在しますか。 また、島根原子力発電所からの距離はどの程度ですか。	
3 施設利用者状況の把握	車椅子やストレッチャー等による移送の要否や医療的ケアの実施状況を入所者ごとに把握していますか。	
	利用者に関する情報を一覧表等に整理していますか。	
4 役割分担の決定	避難時の役割分担を決めていますか。また、職員は理解していますか。	
5 連絡体制の整備	防災関係機関等緊急連絡先一覧を作成していますか。	
6 職員の招集・参集基準の決定	夜間や休日における職員の招集・参集基準を設けていますか。	
7 情報収集	原子力災害情報の入手方法をリストアップしていますか。	
8 広域福祉避難所と避難ルート	広域福祉避難所の場所や避難ルートを確認していますか。	
9 備蓄品及び非常持ち出し品の準備	災害時に必要な食糧などの備蓄品や非常持ち出し品のリストを作成していますか。	
10 設備等の定期的な点検	防災用設備の点検や不備欠陥設備等の改善は、行われていますか。	
	非常用電源設備はありますか。また、点検していますか。	
11 職員への防災教育・研修	職員への防災教育（研修）を実施していますか。（実施日時は）	
12 防災訓練の実施	定期的に防災訓練を実施していますか。（実施（予定）日）	

用語の解説

P A Z (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域；原子力施設から概ね 5 km 圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A L (緊急時活動レベル) に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

U P Z : Urgent Protective action Planning Zone

緊急防護措置を準備する区域；原子力施設から概ね 30 km 圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L (緊急時活動レベル)、O I L (運用上の介入レベル) に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域。

確定的影響と確率的影響

放射線の人体への影響のあり方には「確定的影響」と「確率的影響」があり、このような影響の受け方の違いに基づいて放射線防護のための考え方が定められている。

(確定的影響)

一定量以上の放射線を受けると現れる影響のことで、比較的多量の放射線を被ばくした場合に生じる脱毛、白内障、不妊、造血機能低下などが該当する。

確定的影響は、放射線を受ける量を一定量（しきい値）以下に抑えることで防ぐことができる。

(確率的影響)

放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高くなるとみなされる影響のことで、遺伝子の突然変異等などが原因で発生するがんや白血病などが該当する。

確率的影響には、しきい値がないと仮定されているが、放射線量の大きさによる症状の重さの違いは見られない。

施設敷地緊急事態要避難者

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

緊急時活動レベル (E A L ; Emergency Action Level)

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。

原子力施設の深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして次の 3 つの区分に設定される。

①警戒事態 (E A L 1)

その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

②施設敷地緊急事態 (E A L 2)

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

③全面緊急事態 (E A L 3)

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

運用上の介入レベル（O I L； Operational Intervention Level）

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。

避難等防護措置

①避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばく低減を図るもの。

(避難)

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。

(一時移転)

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

②屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。

特に、病院や社会福祉施設等においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

③飲食物摂取制限

飲食物摂取制限は、経口摂取による被ばく影響を防止するための防護措置であり、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超える飲食物に摂取制限を実施するもの。

④安定ヨウ素剤の予防服用

避難等に併せて安定ヨウ素剤を予防的に服用することで放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を減らし、内部被ばくの低減を図るもの。